

○桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱

平成15年5月12日

告示第67号

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市内の商店街振興策として、商店街の活性化を促し、活力のある商店街づくりに資するため、市内商店会に存する空店舗に新たに新店を出す事業者に対し、出店に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、当該空店舗の利用促進を図ることを目的とする。

(対象空店舗)

第2条 補助の対象となる空店舗は、桶川駅通り商店会、中山道商店会、稲荷通り商栄会、たちばな商店会及び一番街商店会の地区内に存する空店舗とする。

(補助対象資格)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者(次項において「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の商店会に入会し、積極的かつ継続して事業を営む意思がある者
- (2) 空店舗の所有者又は管理者の親族でない者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員(桶川市暴力団排除条例(平成24年桶川市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団関係者(同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)(この項においてこれらを「暴力団員等」という。)又は暴力団(同条例第2条第1号に規定する暴力団をいい、その代表者又は役員が暴力団員等である法人を含む。)は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、空き店舗を活用し、小売業、飲食業、生活関連サービス業その他市長が適当と認める事業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を営む事業

(2) チェーン店又はフランチャイズ店による事業

(3) 無人販売店による事業

(4) 酒類提供を主とする飲食店による事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事業(補助の種類等)

第5条 補助の種類、対象経費及び補助額は次のとおりとする。この場合において、当該補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

| 種類    | 対象経費  | 補助額  |
|-------|---|--|
| 改装費補助 | 内装工事費、外装工事費、設備設置工事費等(消費税を除く。)                   | 対象経費の2分の1以内(50万円を限度とする。)   |
| 家賃補助  | 家賃(敷金、礼金、仲介手数料その他の賃貸借契約に関する諸費用及び駐車場代並びに消費税を除く。) | 対象経費の2分の1以内(月額5万円かつ12か月の期間を限度とする。)。ただし、補助対象事業を開始した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を補助の始期とする。 |

2 前項の改装費補助(以下「改装費補助」という。)を受ける場合にお

いて、当該改装費補助に係る工事を行う事業者は、市内に事務所又は住所を有する者でなければならない。

- 3 第1項の家賃補助（以下「家賃補助」という。）を受ける場合において、当該家賃補助に係る賃貸借契約は、第7条第1項前段の規定による決定の日前においても行うことができる。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添付し、市長が定める期間に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をした者は、次条第2項の規定による通知を受けるまでは、改装費補助に係る工事に着手してはならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、別に定める出店者選考委員会に諮問し、その報告を受けて補助の可否を決定するものとする。この場合において、家賃補助のうち、当該決定の日の属する年度を超える月分については、その月分の属する年度の予算状況に基づき決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助の可否を決定したときは、申請者に桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る対象経費を変更しようとするときは、桶川市商店街空店舗対策事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に対象経費の変更内容を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承

認の可否を決定したときは桶川市商店街空店舗対策事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 交付決定者は、交付決定に係る補助対象事業を取りやめるときは、桶川市商店街空店舗対策事業補助金事業取りやめ届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第9条 交付決定者は、改装費補助にあつては工事の完了後に必要書類を添付して改装工事完了報告書（様式第6号）を、家賃補助にあつては賃貸借契約の締結後に必要書類を添付して賃貸借契約締結報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けた場合は、現地調査を行い、事業の成果が補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第11条 交付決定者は、補助金を請求するときは、前条の規定による通知を受けた後に補助金請求書（様式第9号）を提出しなければならない。この場合において、家賃補助の場合は、毎月、家賃支払領収書の写しを添えて、当該月分を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、同項の補助金請求書及び添付書類を審査した上で、指定口座に振り込むものとする。

（交付の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第8条第3項の規定による届出をしたとき。
- (4) 事業を停止し、又は廃止したとき。
- (5) 不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該交付決定者に対し、桶川市商店街空店舗対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成18年2月22日告示第33号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第62号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月8日告示第205号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第60号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

この告示による改正後の桶川市商店街空店舗対策事業実施要綱の規定は、令和6年度以後の年度に係る桶川市商店街空店舗対策事業補助金について適用し、令和5年度以前の桶川市商店街空店舗対策事業補助金については、なお従前の例による。